

清瀬市家庭ごみ収集体系及びごみ処理手数料の見直し
実施計画

清瀬市

令和元年 11 月

目 次

はじめに	01
1. ごみ排出に関する現状	02
(1) 人口、世帯数	02
(2) 高齢者人口の推移	02
(3) 高齢化社会の課題	03
(4) ごみ処理フロー	04
(5) 収集・運搬体制	05
(6) ごみ排出量の実績	06
(7) 柳泉園組合ごみ処理費	07
(8) 一部事務組合負担金	07
(9) 中間処理と最終処分の状況	08
2. 収集体系の見直しについて	09
(1) 収集体系見直しの目的と背景と課題	09
(2) 戸別収集の導入にあたって	09
(参考) ステーション収集と戸別収集との比較	10
(3) 戸別収集導入により期待する効果	11
(4) 不燃ごみの分別収集の徹底について	11
(5) 新しい収集体系の構築	12
3. 戸別収集方式による排出方法	13
(1) 戸建住宅について	13
(2) 集合住宅について	16
◆ 鳥獣被害対策（収集カゴの貸与）	16

4.	ごみ処理手数料見直しについて	17
	(1) ごみ処理手数料見直しの目的	17
	(2) ごみ処理手数料見直しの基本的な考え方	19
	(3) 適正なごみ処理手数料について	19
	(参考) 有料化制度導入時の算出と現在の収集状況による算出	20
	(4) 各指定収集袋の価格一覧表	21
	(5) 現行の指定収集袋について	22
5.	現行の収集方式との比較	23
6.	事業費の予測推移	24
7.	市民への周知方法	25
8.	各種資料	26
	◆ 平成 29 年度 清瀬市廃棄物減量等推進審議会	26
	◆ 平成 30 年度 清瀬市廃棄物減量等推進審議会	27
	◆ 清瀬市廃棄物収集体系の見直しについて市長諮問	27
	◆ 清瀬市廃棄物収集体系の見直しについて市長答申	27
	◆ 今後の主なスケジュール	28

はじめに

わたしたちは、環境を健全で恵み豊かなものとして維持し、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。現状の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却するため、資源の消費をできる限り抑制し、環境にやさしいまちづくりを構築していくことが必要不可欠となっています。

一方、本市では、ごみの排出抑制やごみの排出量に応じた公平性の確保などを目的として、平成 13 年 6 月に廃棄物処理手数料の有料化が導入され、市民の皆様のご理解とご協力のもと、ごみの減量と資源化率の促進に一定の成果を上げることができました。

有料化における受益者負担額については、当時の処理経費や収集体系等、様々な要素を考慮した上で算定を行いましたが、その後、最終処分場の延命化を図るべく実施されたエコセメント化事業や容器包装プラスチック類の分別収集、資源化の促進等、廃棄物処理を取り巻く環境は大きく変わってきております。また、今後本格的な高齢化社会へと急速に移行していく中で、市民の皆様の毎日のごみ出しの負担を軽減し、ごみ集積所の管理が行き届かないことから発生する不法投棄や他市からのごみの流入等に対する対策として、新たな収集体系を検討していく必要があります。

このような課題を解決すべく、平成 29 年度及び平成 30 年度に、清瀬市廃棄物減量等推進審議会において、ごみ処理手数料の適正化を協議し、一定の方向性が示されました。その後、廃棄物の収集体系に係る見直しについて諮問を行い、平成 30 年 8 月に答申として示されました。

この度、審議会の答申を受け、さらなる高齢化社会を見据えた新たな収集体系の構築はもとより、資源循環型社会を持続可能とするための収集体系に係る見直しや新たな廃棄物処理手数料の考え方を示すため「清瀬市家庭ごみ収集体系及びごみ処理手数料の見直し実施計画」を策定いたしました。

令和元年 11 月

1. ごみ排出に関する現状

(1) 人口、世帯数

人口、世帯数ともにわずかながら増加傾向にあり、平成 30 年 1 月 1 日現在で人口 74,845 人、世帯数 35,246 世帯となっていますが、今後は減少すると見込んでおります。また世帯当たりの人口も、2.12 人/世帯で減少傾向となっていますが、ほぼ横ばい状態となっています。

図表 人口・世帯数及び世帯当たりの人口の推移（外国人人口及び外国人世帯を含む）

項目	単位	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
		1 月 1 日現在	1 月 1 日現在	1 月 1 日現在
人口	人	74,403	74,510	74,845
世帯数	世帯	34,388	34,709	35,246
世帯あたりの人口	人/世帯	2.16	2.15	2.12

(2) 高齢者人口の推移

本市の総人口に占める 65 歳以上の人口の割合は増加傾向にあり、平成 30 年 1 月 1 日現在で、20,846 人、割合で 27.8%となっております。今後、高齢化社会への対応を検討する必要があります。

図表 高齢者人口の推移（外国人人口及び外国人世帯を含む）

項目	単位	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
		1 月 1 日現在	1 月 1 日現在	1 月 1 日現在
65 歳以上人口	人	20,303	20,601	20,846
65 歳以上人口の割合	%	27.3	27.6	27.9
人口	人	74,403	74,510	74,845

(3) 高齢化社会の課題

高齢者にとって大きく重いごみ袋を集積所まで運ぶのはとても大変な行為です。無理なごみ出しを続ける事で、日常の負担や転倒等のリスクが高まる傾向があります。

◆ 要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、ごみの排出に関して負担を感じる人は今後増加が見込まれます。

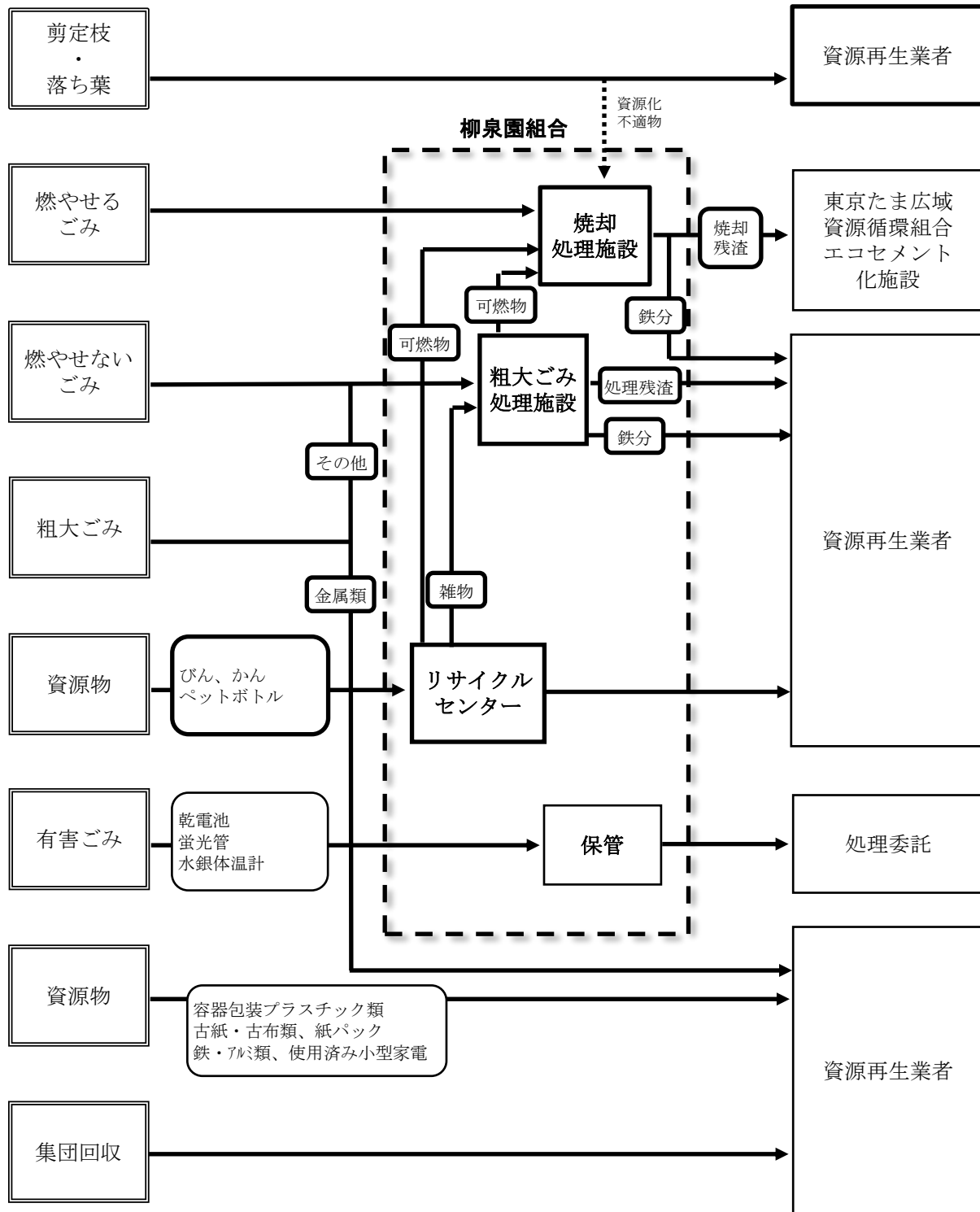
図表 要支援・要介護認定者数及び認定率（平成 31 年度以降はあくまでも見込値です。）

年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 7 年度
要支援・要介護認定者数	4,169 人	4,333 人	4,527 人	5,290 人
要支援・要介護認定率	19.8%	20.5%	21.4%	25.4%

(4) ごみ処理フロー

ごみ処理の流れを以下に示します。

図表 ごみ処理フロー



(5) 収集・運搬体制

収集・運搬に関しては、一般家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチック類はそれぞれ有料指定収集袋に入れて排出しています。ごみ集積所及び資源物集積所に排出された廃棄物及び資源物は、市直営及び委託業者により適正に収集・運搬が行われています。

収集・運搬体制は対象区分ごとに以下に示すとおりです。

図表 収集・運搬体制

対象区分	収集頻度	収集方式	収集区分	
可燃ごみ（燃やせるごみ）	週2回	ステーション方式（ごみ集積所）	委託	
不燃ごみ（燃やせないごみ）	隔週	ステーション方式（ごみ集積所）	委託	
粗大ごみ	随時	戸別収集方式	委託	
有害ごみ	週1回	拠点方式（常設の回収箱）	直営	
資源物	古紙・古布類	週1回	ステーション方式（資源物集積所）	委託
	牛乳パック	週1回	拠点方式（常設の回収かご）	直営
	びん類	週1回	ステーション方式（資源物集積所）	委託
	缶類	週1回	ステーション方式（資源物集積所）	直営
	ペットボトル	週1回	拠点方式（常設の回収かご）	委託
	容器包装プラスチック類	週1回	ステーション方式（ごみ集積所）	委託
	使用済み小型家電	週1回	拠点方式（常設の回収ボックス）	直営
	剪定枝	週1回	拠点方式（ペットボトル置場の横）	直営
	落ち葉 ※1	週1回	拠点方式（ペットボトル置場の横）	直営

※1 落ち葉は11月～12月のみ分別収集し、他の月は可燃ごみとして収集となります。

(6) ごみ排出量の実績

図表 ごみ排出量の実績の推移

項目		収集	直接 搬入	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
ご み	可燃ごみ	○	○	10,270 (t)	10,166 (t)	9,902 (t)	
	不燃ごみ	○	○	1,355 (t)	1,342 (t)	1,336 (t)	
	粗大ごみ	○	○	48 (t)	49 (t)	56 (t)	
	有害ごみ	○		24 (t)	28 (t)	26 (t)	
	直接搬入	家庭系		○	71 (t)	88 (t)	112 (t)
	ごみ合計				11,768 (t)	11,673 (t)	11,432 (t)
資 源 物	古紙・古布類	○		1,985 (t)	1,910 (t)	1,845 (t)	
	びん類	○		634 (t)	627 (t)	624 (t)	
	缶類	○		218 (t)	229 (t)	222 (t)	
	ペットボトル	○		253 (t)	256 (t)	265 (t)	
	容器包装プラスチック類	○		1,015 (t)	1,014 (t)	1,038 (t)	
	牛乳パック	○		13 (t)	13 (t)	12 (t)	
	使用済み小型家電	○		4 (t)	1 (t)	1 (t)	
	剪定枝等	○		144 (t)	267 (t)	287 (t)	
	鉄類等			9 (t)	10 (t)	4 (t)	
	資源物合計				4,275 (t)	4,327 (t)	4,298 (t)
総合計				16,043 (t)	16,000 (t)	15,730 (t)	

一人一日あたりのごみ・資源物量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
人口 (人) (基準日 1 月 1 日)	74,403 (人)	74,510 (人)	74,845 (人)
一人一日あたりのごみ量 (g/人・日)	433.3 (g)	429.2 (g)	418.5 (g)
一人一日あたりの資源物量 (g/人・日)	157.4 (g)	159.1 (g)	157.3 (g)

(7) 柳泉園組合ごみ処理費

柳泉園組合一般会計予算の推移を以下に示します。

図表 柳泉園組合ごみ処理費の推移

単位：千円

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
柳泉園組合ごみ処理費	2,111,474	1,972,661	2,094,583

(8) 一部事務組合負担金

本市を含む関係市の柳泉園組合への負担金及び本市の東京たま広域資源循環組合への負担金を以下に示します。

図表 関係市の柳泉園組合への負担金の推移

単位：千円

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
清瀬市	400,694	343,772	329,556
東久留米市	582,074	534,711	512,693
西東京市	805,567	782,881	755,167
柳泉園組合構成 3 市 合計	1,788,335	1,661,364	1,597,416

図表 東京たま広域資源循環組合への負担金の推移

単位：千円

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
清瀬市	215,804	217,220	217,479
東久留米市	367,763	366,256	366,597
西東京市	541,840	542,723	539,788

組織団体合計(26 団体)	9,330,000	9,330,000	9,330,000
---------------	-----------	-----------	-----------

(9) 中間処理と最終処分の状況

◆ 中間処理の状況

本市から排出される廃棄物及び資源物の大半は、清瀬市、東久留米市、西東京市の3市で構成する柳泉園組合で中間処理（共同処理）しています。

可燃ごみは、柳泉園クリーンポートで焼却処理し、焼却残渣は東京たま広域資源循環組合へ搬出しています。

不燃ごみ・粗大ごみについては、粗大ごみ処理施設で選別・破碎後、可燃分は焼却処理し、不燃残渣は、平成17年度より民間施設にてRPF（固形燃料化）の原料等として利用しています。

資源物はリサイクルセンターで再選別し、圧縮処理後資源回収業者へ搬出しています。

◆ 最終処分の状況

中間処理（焼却処理）後の焼却残渣は、本市を含む多摩地域25市1町で構成する東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場に埋立てしていましたが、平成18年7月より二ツ塚廃棄物広域処分場内エコセメント化施設へ搬出し、全量エコセメントの原料として再利用しています。

なお、不燃残渣については平成17年度より、これまでの埋め立て処分から資源化への転換を図り、中間処理施設にて資源化处理されています。

図表 焼却残渣及び不燃残渣の推移（清瀬市）

項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
焼却残渣	トン	1,699	1,641	1,659
不燃残渣	トン	0	0	0
合計	トン	1,699	1,641	1,659

2. 収集体系の見直しについて

(1) 収集体系見直しの目的と背景と課題

集積所の利用者の高齢化や管理者の不在等による管理の行き届かない集積所が市内には散見されます。また、ステーション収集方式によるごみの収集では、ごみの排出者を特定することが難しく、分別意識及びモラルの低下を招く要因となっております。

こうした課題への対策として、収集体系の見直しを見据えて廃棄物減量等推進審議会では様々な検討を行い、戸別収集の導入が有効であるとの方向性が示されました。

戸別収集では、排出者責任が明確となるため廃棄物を排出するものとしての責任を市民の一人ひとりが持つこととなり、また、排出者のごみ出しの負担も軽減されます。

(2) 戸別収集の導入にあたって

多摩 26 市においては、23 の自治体において戸別収集が導入されており、その課題や問題点については様々な検証がされてきているところです。特に全品目において戸別収集を導入することにより、既存の集積所を利用しなくなることから発生する『未使用の集積所』の問題については未だ有効な解決策がありません。利用されていない集積所は、土地の形状などを理由に土地の買い手を見つけることも難しく、集積所をふさぐ手段を講じたとしても、街の景観の観点からあまり望ましくありません。

本市においてはこれらの問題を考慮し、分別指導の徹底によりごみ減量につながる 3 品目（可燃ごみ・不燃ごみ・容器包装プラスチック類）において戸別収集を行います。資源物集積所については、3 品目を戸別収集に切り替えることにより空きが出るごみ集積所等に現行の資源物集積所を移設し、ステーション収集を継続して行うこととしています。資源物集積所の設置については、市民の利便性等も考慮しながら、必要に応じて新設も行っていきます。

(参考) ステーション収集と戸別収集との比較

	ステーション収集（戸別収集と比較）	戸別収集（ステーション収集と比較）
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 収集費用が比較的安価である ● 狭い道等を走る必要が比較的少ない ● 収集箇所が少ないことから収集時間が短くなりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物の排出が行いやすい ● 高齢者の負担軽減につながる ● 廃棄物排出に対する責任感が醸成され、廃棄物の排出意識の変化により分別排出が徹底される ● 不法投棄が減少する ● 私有地敷地内にごみを置くことになるため、通行の妨げになりにくい ● ごみの排出場所が明確となり、収集状況が確認しやすい ● 事業系の廃棄物を切り離す（区別する）ことができる ● 分別に関する個別指導がしやすい ● 集積所の管理の必要がなくなる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者世帯など、集積所までごみを運ぶことが困難な場合がある ● 廃棄物の排出者が特定されないため、排出時刻が守られない、不適切な排出が増えるなど排出マナーが徹底されない ● 廃棄物排出に対する責任感が薄い ● 集積所の管理の必要性や設置場所の確保が必要になる ● 場所の選定や調整が困難な場合がある ● 利用者の高齢化により集積所の管理が困難となるケースがある 	<ul style="list-style-type: none"> ● 作業量が多く、収集時間がかかるため収集費用が増大する ● プライバシーの問題が指摘される ● 集合住宅におけるメリットが少ない ● 収集に時間を要することからカラス被害等が懸念される

戸別収集はステーション方式の収集と比較して、コストはかかるもののメリットは多くあります。戸別収集は分別指導を徹底することによる廃棄物のリデュース（発生抑制）の推進、高齢者の廃棄物排出負担の軽減を図ることなどが大きなメリットとして挙げられます。

(3) 戸別収集導入により期待する効果

① 排出者負担の軽減

戸別収集の実施により、市民の廃棄物の排出負担を軽減します。特に高齢化社会を迎える今、市民ニーズが高くなると予想されます。

② 排出者責任の明確化

排出者責任を明確化し、市民一人ひとりの廃棄物を排出するものとしての意識を向上させ、また分別指導を徹底することでごみの更なる減量を目指していきます。

③ 地域負担の軽減と生活環境の改善

戸別収集の実施により集積所の設置に関する地域負担の軽減が図られます。また、資源物集積所に関して、現行では道端や歩道などに設置されているケースがありますが、戸別収集実施に伴うごみ集積所の撤去や資源物集積所の精査・見直しなどにより、歩行者や車両の安全も確保され、街の景観も保たれることとなります。

④ 不法投棄の抑制

戸別収集の実施により、排出者責任を醸成し、不法投棄を抑制します。

(4) 不燃ごみの分別収集の徹底について

戸別収集の導入にあたっては、収集体系が変わることにより収集日程等が変更となります。また、市民の皆様の利便性にも配慮し、不燃ごみの収集頻度を上げることを検討しています。これまで不燃ごみは隔週の収集を行っていましたが、隔週であることから不燃ごみの排出日がわかりづらかったり、排出間隔があいてしまったりと様々な課題等がありました。そこで、戸別収集の導入による排出負担の軽減に加えて、不燃ごみの収集頻度を上げることで分別の意識を高め、より一層のごみの減量を図り、循環型社会の構築を目指します。

(5) 新しい収集体系の構築

可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチック類の3品目について戸別収集を行います。資源物（びん・かん・古紙・古布等）についてはこれまで通りの資源物集積所における収集としますが、上記3品目を戸別収集に切り替えることにより空きが出るごみ集積所に資源物集積所を新しく設定する等の対応を行います。また、ペットボトルの排出に関して、戸別収集実施後は容器包装プラスチック類と、同時に収集を行います。その際に、指定収集袋には入れずに、排出時にペットボトルが散乱しないようであればレジ袋に限らず、どのような袋等（収集に支障をきたさない中身が確認しやすいもの）でも排出していただけます。これによりペットボトル置場が無くなりますので、剪定枝や落ち葉は電話による申込制となります。なお、小型家電や有害ごみについては変更ありません。

収集体系の見直しに伴い、ごみの収集日程も表1の通り変更いたします。市民の皆様の利便性や分かりやすさ等も考慮した上で日程を設定します。

表1 戸別収集実施後の収集日程

	地区	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	
現行	東	可燃		容器プラ	可燃	古紙・古布	不燃(2.4週)
	西		古紙・古布				不燃(1.35週)
↓							
戸別収集 実施後	東	可燃	古紙・古布	不燃	可燃	容器プラ	
	西			容器プラ		不燃	

※ 東地区：上清戸・中清戸・下清戸・下宿・旭が丘・中里3～6丁目
西地区：元町・中里1～2丁目・野塩・松山・竹丘・梅園

表2 戸別収集実施後の収集方式について

戸別収集	ステーション収集方式（方式変更なし）
<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ、不燃ごみ 容器包装プラスチック類 ペットボトル（容器包装プラと別袋での同時収集） 粗大ごみ（申込制） 剪定枝・落ち葉（申込制） 	<ul style="list-style-type: none"> びん・かん（集積所の変更有） 古紙・古布（集積所の変更有） 牛乳パック（拠点回収） 有害ごみ（拠点回収） 使用済み小型家電（拠点回収）

3. 戸別収集方式による排出方法

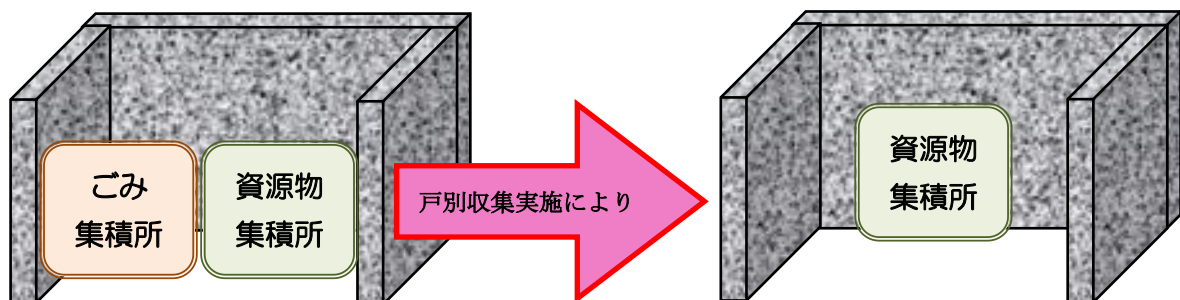
(1) 戸建住宅について

戸建住宅の可燃ごみ・不燃ごみ・容器包装プラスチック類（以下、「3品目」とする。）は戸別収集となります。指定収集袋にて玄関付近に排出してください。

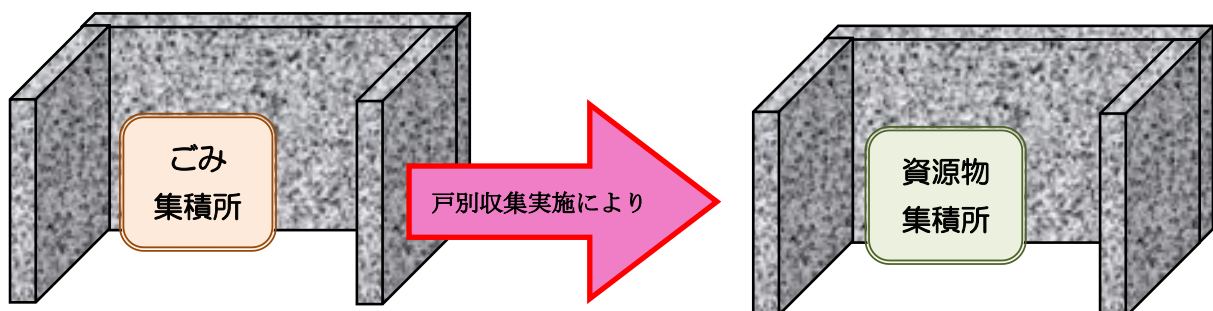
3品目が戸別収集になることで、今まで使用していた『ごみ集積所』は使用しなくなります。今後、支障がない集積所に関しては『資源物集積所』として活用していきます。

使わなくなるごみ集積所は、資源物集積所として活用していきます。

ケース1 ごみ集積所と資源物集積所が同一の場合

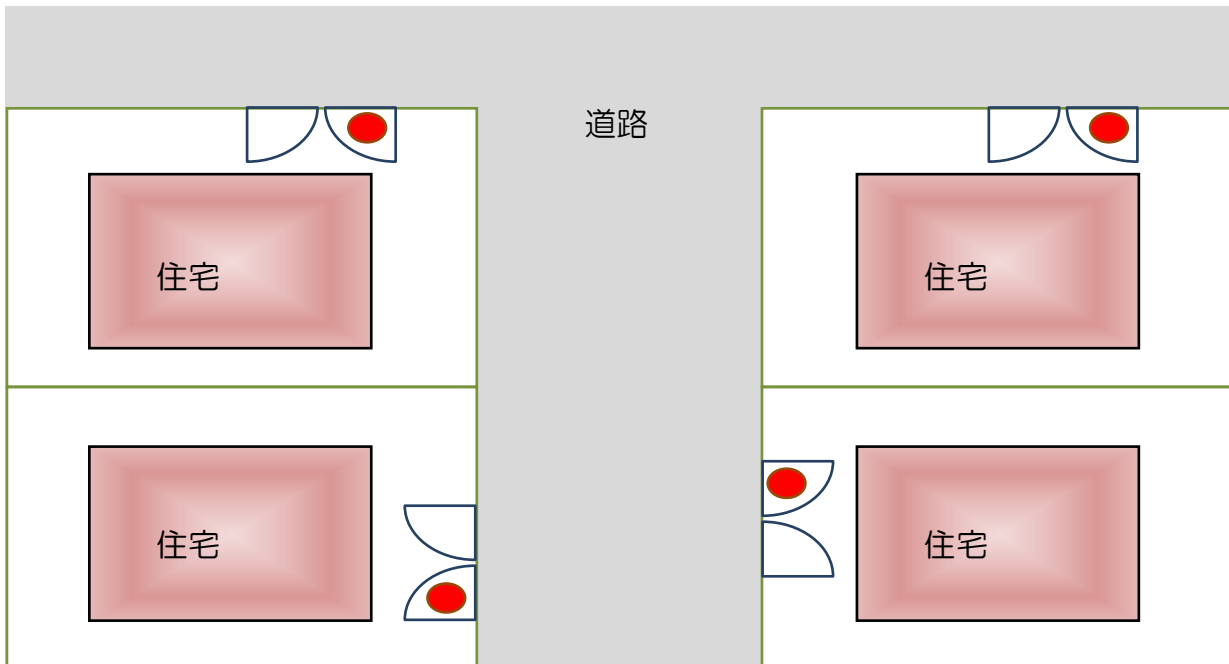


ケース2 ごみ集積所のみの場合

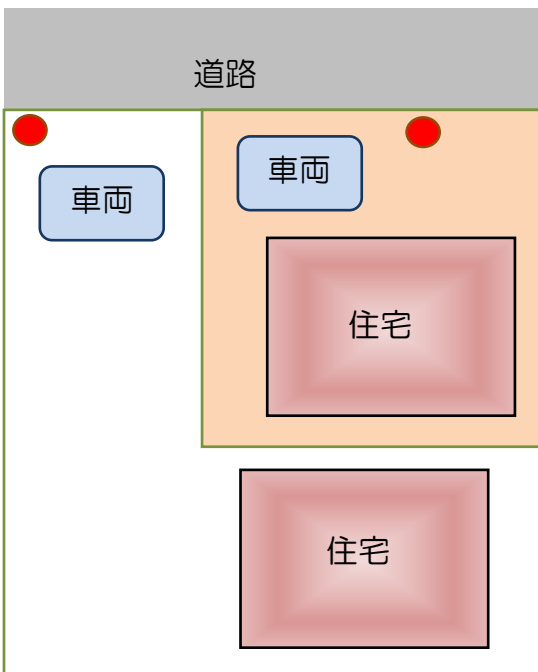


ア. 戸建住宅 3 品目の排出場所について

a. 住宅が道路に接している場合

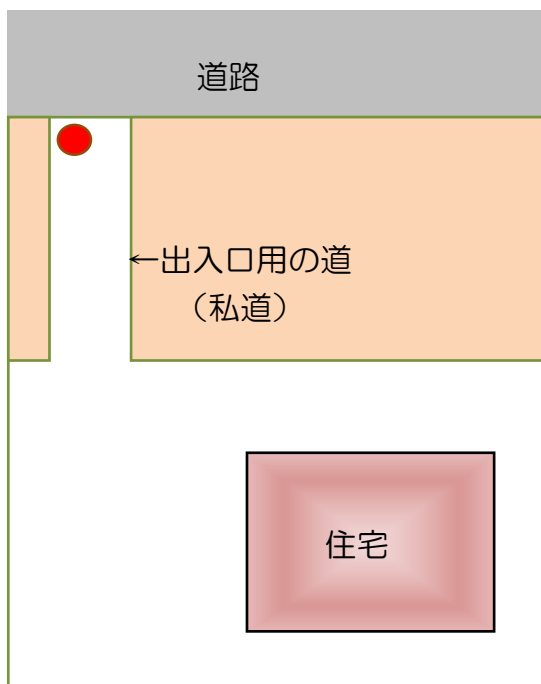


b. 奥まった場所に住居がある場合



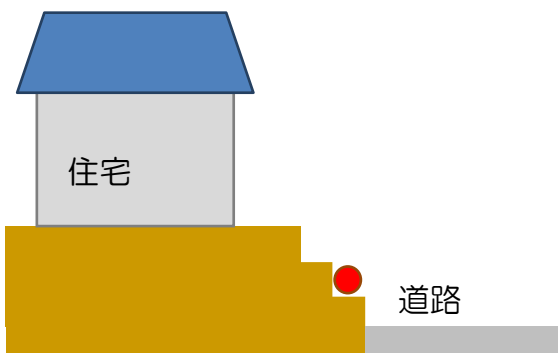
※道路に面した位置にごみ出ししてください。

c. 専用の私道の先に住居がある場合



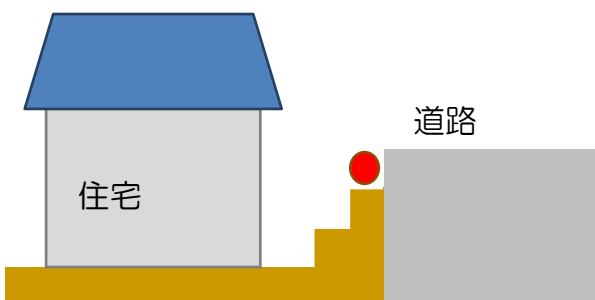
※道路に面した位置にごみ出ししてください。

d. 階段の上に住居がある場合



※道路に近い位置にごみ出ししてください。

e. 階段の下に住居がある場合



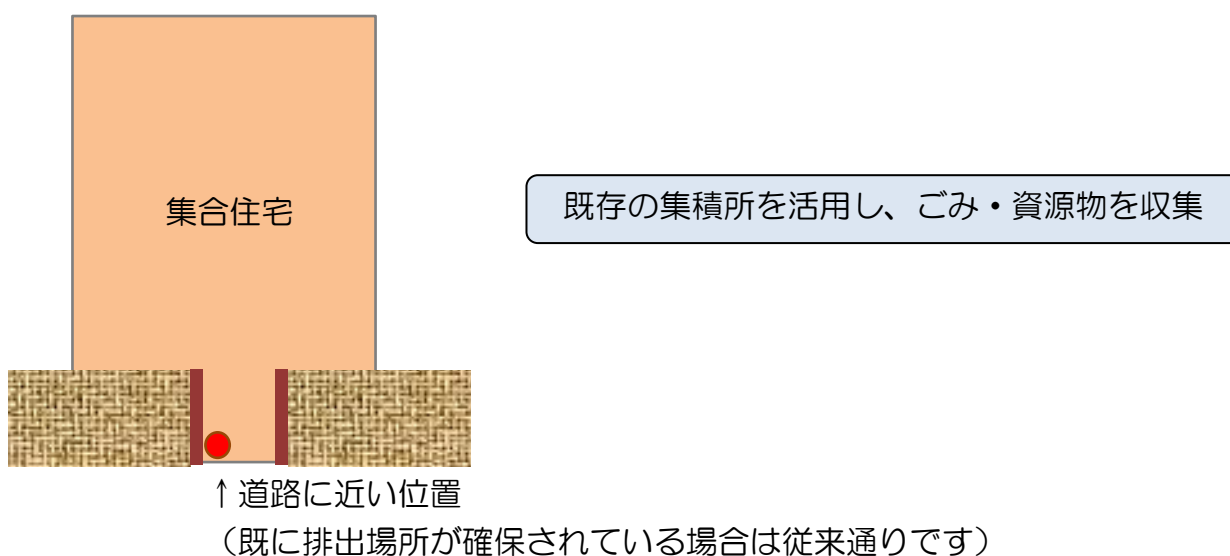
※道路に近い位置にごみ出ししてください。

(2) 集合住宅について

集合住宅については、敷地内のスペースにもよりますが、ごみ集積所及び資源物集積所を一棟に一カ所設けることを基本とし、廃棄物と資源物を敷地内で排出できるようにいたします。

ア. 集合住宅の排出場所について

a. 集合住宅 正面図



◆ 鳥獣被害対策について（収集カゴの貸与）

カラスやたぬきなどの鳥獣被害を防ぐため、現在ペットボトル収集に使用している金属製の収集カゴを、設置スペースが確保できる集合住宅にリユース（再利用）し、申請により貸与致します。

また戸建住宅向けについては、自治体によってはダストボックスを提供しているようですが、戸建住宅の敷地や建物の構造など、多種多様であることから、ダストボックス等の貸与はいたしません。鳥獣対策に有効な方法などの情報提供をいたします。

4. ごみ処理手数料見直しについて

(1) ごみ処理手数料見直しの目的

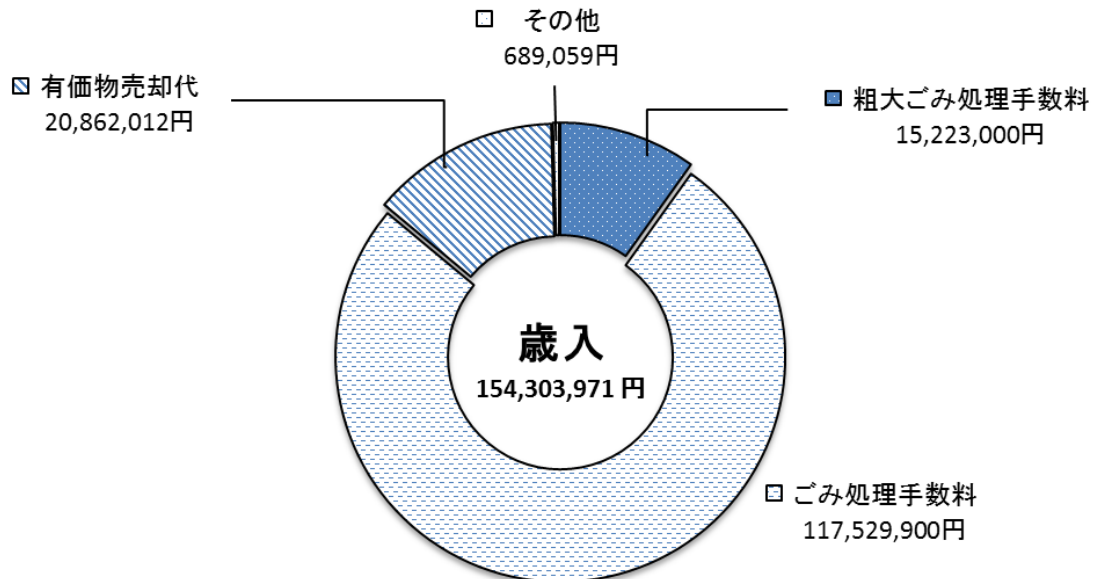
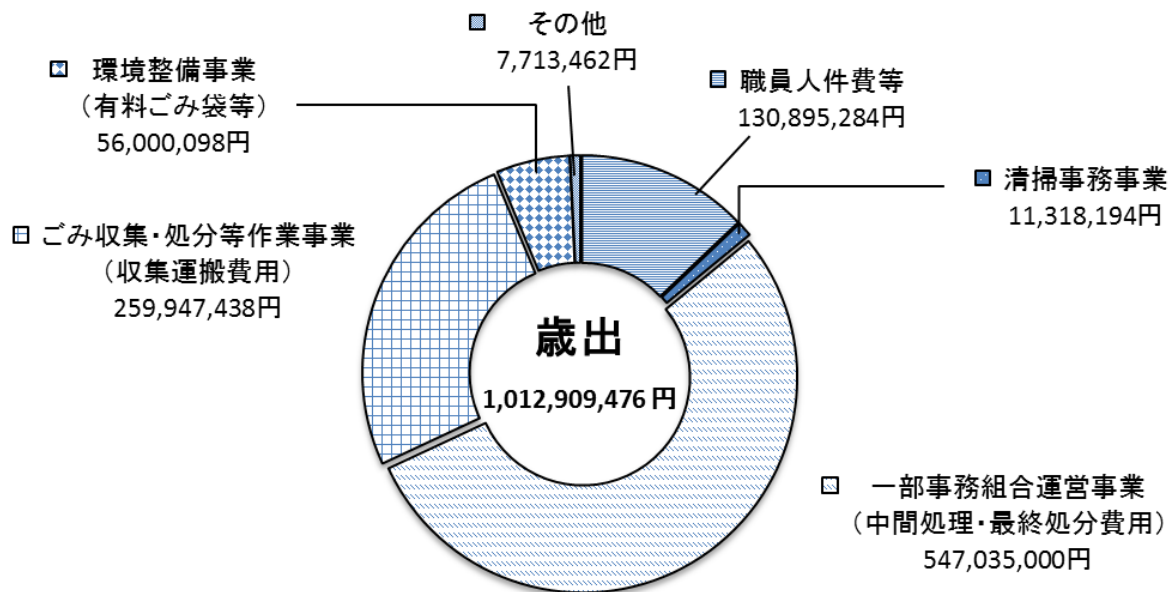
平成 17 年 5 月 26 日、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正され、市町村の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」と示されました。本市においては、最終処分場の延命化を図るべくごみの排出抑制の推進や公平性の確保など踏まえ、循環型社会の促進に向けて平成 13 年 6 月よりごみ処理手数料有料化がスタートし、今年で 17 年を迎えるところであります。市民の皆様のご理解ご協力により、一般廃棄物の排出抑制や資源化の促進に繋がっております。有料化当初の指定収集袋の価格は、排出者の適正な費用負担を求めるべく、ごみ排出量や処理費用、収集体系などを元に負担いただく額(負担額)を算出するところ、市民の皆様の負担をできるだけ低く設定するため柳泉園組合の処理単価を用いて各指定収集袋の大きさに合わせた価格を決定いたしました。

しかし、有料化当時と現在では収集業務や廃棄物を取り巻く環境などは大きく変わり、現行のごみ処理費用や収集体系から算出した負担額との比較においても大きく乖離しています。ごみ処理にかかる費用は、収集運搬費用・中間処理費用・最終処分費用・有料ごみ袋費用等を合わせ、約 10 億円となっています。これには、市民の皆さんに納めていただいたごみ処理手数料(指定収集袋)や粗大ごみ処理手数料などの収入(約 1 億 5 千万円)を財源として充てていますが、8 億 5 千万円以上の費用を一般財源より支出しています。

廃棄物処理法の適正な運用という面からも、業務の確実な履行を重視することが求められており、引き続き廃棄物及び資源物の安定した収集業務を維持していくために負担額の見直しが必要となります。

平成 29 年度 ごみ処理経費及びごみ処理手数料等

図表 1



ごみ処理経費合計 ごみ処理手数料 (指定収集袋) 等

約 10 億円 - 約 1 億 5 千万円 =

一般財源より年間 **8 億 5 千万円以上** 支出しています。

(人件費を含む)

(2) ごみ処理手数料見直しの基本的な考え方

- ア. 一般家庭から排出されるごみ及び資源物について、排出者責任と適正な費用負担を基本に処理費用や世帯構成などを考慮のうえ、負担額の算出を検討します。
- イ. 地域性や周辺自治体からのごみ流入問題などを踏まえ、他市のごみ処理手数料との均衡と適切な指定収集袋の価格を算定します。
- ウ. 3R 『リデュース（発生抑制）』・『リユース（再利用）』・『リサイクル（再生利用）』の取り組みを更に推進し、適正な分別によるごみ減量と再資源化の促進を目指します。

(3) 適正なごみ処理手数料について

指定収集袋の価格は、平成13年のごみ処理手数料有料化時に、収集1回（中型袋20ℓ相当）あたりの負担額を計算していました。その負担額を基にミニ・小・中・大それぞれの指定収集袋の価格が現在の算出額に設定されています。しかしながら、多摩地域のごみ処理手数料についての比較と本市のごみ収集業務に要する経費を踏まえた結果、基準となる現行の収集1回（中型袋20ℓ相当）あたりの負担額20円を40円とし、それぞれの指定収集袋に同様の率を乗じた価格とすることが望ましいと言えます。ただし、容器包装プラスチック類の指定収集袋は、ごみ分別ルールの周知徹底を進めつつ、ごみの減量化と分別意識向上のため、価格を据え置きとすることが適切であると考えております。また、不燃ごみ及び容器包装プラスチック類のミニ袋は、ごみ減量効果や合理的な活用が期待できないため廃止といたします。

(参考) 有料化制度導入時の算出と現在の収集状況による算出

有料化導入当初（平成 13 年）の負担額算出	平成 30 年現在の収集体系による負担額算出
1 ヶ月当たりの一世帯から排出されるごみ量 40 kg	1 ヶ月当たりの一世帯から排出されるごみ量 21.67kg 注) 今後 10 年間のごみ減量見込推量（容器包装プラスチック類等を除く）
処理経費の単価 1 kg 当たりの柳泉園組合処理費 26 円	処理経費の単価 ① 1 kg 当たりの柳泉園組合処理費 38 円 ② 1 kg 当たりの指定収集袋作成費 1.74 円 ③ 1 kg 当たりの可燃・不燃ごみの収集運搬費 9.51 円 ④ 1 kg 当たりの最終処分費 13.77 円 必要経費合計単価（①+②+③+④） 63.02 円
1 ヶ月一世帯当たりの処理費用 40 kg × 26 円 = 1,040 円	1 ヶ月一世帯当たりの処理費用 21.67 kg × 63.02 円 = 1,365.643... 1,365.64 円
1 ヶ月一世帯当たりの負担（3 分の 1） 1,040 円 × 1/3 = 346.6... 346 円	1 ヶ月一世帯当たりの負担（3 分の 1） 1,365.64 円 × 1/3 = 455.213... 455.21 円
1 ヶ月の収集回数（可燃ごみ 12 回及び不燃ごみ 4 回） 16 回	1 ヶ月の収集回数（可燃ごみ 8 回及び不燃ごみ 2 回） 10 回
収集 1 回（中型袋 20 ㍻相当）の負担額 346 円 ÷ 16 回 = 21.6... 20 円	収集 1 回（中型袋 20 ㍻相当）の負担額 455.21 円 ÷ 10 回 = 45.5... 40 円

(4) 各指定収集袋の価格一覧表

		現行	改定後
収集 1 回（中型袋 20 ㊦相当）負担額		20 円	40 円
可燃ごみ	ミニ袋（5 ㊦相当） 1 セット（20 枚）	140 円	200 円
	小袋（10 ㊦相当） 1 セット（10 枚）	100 円	200 円
	中袋（20 ㊦相当） 1 セット（10 枚）	200 円	400 円
	大袋（40 ㊦相当） 1 セット（10 枚）	400 円	800 円
不燃ごみ	ミニ袋（5 ㊦相当） 1 セット（20 枚）	140 円	廃止
	小袋（10 ㊦相当） 1 セット（10 枚）	100 円	200 円
	中袋（20 ㊦相当） 1 セット（10 枚）	200 円	400 円
	大袋（40 ㊦相当） 1 セット（10 枚）	400 円	800 円
容器包装 プラスチック類	ミニ袋（5 ㊦相当） 1 セット（20 枚）	140 円	廃止
	小袋（10 ㊦相当） 1 セット（10 枚）	100 円	100 円
	中袋（20 ㊦相当） 1 セット（10 枚）	200 円	200 円
	大袋（40 ㊦相当） 1 セット（10 枚）	400 円	400 円

(5) 現行の指定収集袋について(改定後の使用方法)

販売店や市報、ホームページ等にてごみ処理手数料(指定収集袋)が改定する旨の内容を周知いたします。ごみ処理手数料改定後は、経過措置として一定期間不足額分の指定収集袋用差額券シールを購入し、指定収集袋に貼ることにより、ごみを旧指定収集袋で排出することができるようになります。また、旧指定収集袋がごみになることを避けることもできます。

指定収集袋用差額券は、本市の指定収集袋などを取り扱っている公共施設や販売店、ごみ減量推進課にて販売いたします。

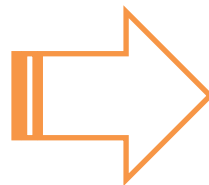
※ごみ処理手数料の改定等の内容は、市報やホームページ、販売店等で周知予定として
います。

指定収集袋用差額券

- ミニ袋用 3円券 (20枚セット)・・・60円



- 小・中・大袋用 10円券 (10枚セット)・・・100円



小袋は1枚(10円分)
中袋は2枚(20円分)
大袋は4枚(40円分)
上記の枚数を不足分として貼る。

注1) 指定収集袋用差額券1枚からの販売は清瀬市役所、松山出張所、野塩出張所、ごみ減量推進課で行います。

5. 現行の収集方式との比較

現行の収集方式との比較

区分	令和2年9月まで	令和2年10月から
収集方式	ステーション方式 (市内収集頻度)	戸別収集方式 (市内収集頻度)
可燃ごみ	週2回	週2回
不燃ごみ	月2~3回	週1回
容器包装 プラスチック類	週1回	週1回
びん・かん	週1回	週1回 (ステーション収集方式)
ペットボトル	週1回 (拠点収集方式)	週1回
古紙・古布	週1回	週1回 (ステーション収集方式)
有害ごみ	週1回 (拠点収集方式)	週1回 (拠点収集方式)
粗大ごみ	随時 (申込方式)	随時 (申込方式)
剪定枝等	週1回 (拠点収集方式)	随時 (申込方式)
牛乳パック	週1回 (拠点収集方式)	週1回 (拠点収集方式)
小型家電	週1回 (拠点収集方式)	週1回 (拠点収集方式)

6. 事業費の予測推移

歳入

(単位：円)

区分	平成 29 年度 実績	令和 2 年度 見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込
一般廃棄物処理業許可申請手数料	320,000	100,000	330,000	100,000
粗大ごみ処理手数料	15,223,000	16,275,000	16,828,000	17,400,000
ごみ処理手数料（指定収集袋）	117,529,900	200,226,000	198,048,000	195,869,000
有価物売払代	20,862,012	20,000,000	20,000,000	20,000,000
三多摩は一つなり交流事業	174,669	377,000	377,000	377,000
再商品化合理化拠出金返還金	194,390	10,000	10,000	10,000
計 (A)	154,303,971	236,988,000	235,593,000	233,756,000

歳出

(単位：円)

区分	平成 29 年度 実績	令和 2 年度 見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込
職員人件費等	130,895,284	113,837,000	97,837,000	94,837,000
清掃事務事業	11,318,194	6,654,000	4,654,000	4,654,000
清掃事務所施設維持管理事業	1,036,102	1,178,000	1,178,000	1,178,000
一部事務組合運営事業	547,035,000	456,055,000	455,055,000	450,055,000
車両管理事業	6,677,360	6,921,000	6,561,000	6,561,000
ごみ収集・処分等作業事業	259,947,438	445,780,000	472,500,000	472,500,000
環境整備事業	56,000,098	79,500,000	69,500,000	69,500,000
計 (B)	1,012,909,476	1,109,925,000	1,107,285,000	1,099,285,000

歳出－歳入（差引額）

(単位：円)

区分	平成 29 年度 実績	令和 2 年度 見込	令和 3 年度 見込	令和 4 年度 見込
歳出－歳入 (C) = (B) - (A)	858,605,505	872,937,000	871,692,000	865,529,000

7. 市民への周知方法

周知方法としては次の方法を検討しています。

(1) 広報・ホームページ・アプリ等の活用

市報きよせやごみ分別マニュアル、市ホームページ、ごみ分別アプリなどは市民に対しての大きな広報力がある媒体であるため、それらを活用し、更なる情報提供に努め、周知を図ります。

(2) 市民説明会等の実施

全市民を対象とした公共施設での説明会を地域ごとに開催し、参加できなかった方や自治会等から個別に事業内容説明を求められた場合は別途、説明会を実施します。また、市民まつりなどの各種イベントにおいても周知を図ります。

(3) 公共施設等での周知

説明会等への参加が難しい市民の方に対してもできる限り情報共有ができるよう、市内公共施設などに掲示物（チラシ等）を設置します。また、収集車両や集積所などを活用した周知も行っていきます。

8. 各種資料

◆平成 29 年度 清瀬市廃棄物減量等推進審議会

平成 29 年度第 1 回清瀬市廃棄物減量等推進審議会	平成 29 年 7 月 26 日 (水)
【議題】	① 清瀬市一般廃棄物処理手数料について
平成 29 年度第 2 回清瀬市廃棄物減量等推進審議会	平成 29 年 9 月 27 日 (水)
【議題】	① 第 1 回清瀬市廃棄物減量等推進審議会資料一部訂正について ② 第 1 回清瀬市廃棄物減量等推進審議会会議録 (要旨) について ③ 指定収集袋点検状況について ④ 廃棄物処理等経費について
平成 29 年度第 3 回清瀬市廃棄物減量等推進審議会	平成 29 年 12 月 18 日 (月)
【議題】	① 第 2 回清瀬市廃棄物減量等推進審議会会議録 (要旨) について ② 指定収集袋について ③ 清瀬市民 1 人あたりの負担等について ④ 清瀬市廃棄物減量等推進審議会委員意見
平成 29 年度第 4 回清瀬市廃棄物減量等推進審議会	平成 30 年 1 月 30 日 (火)
【議題】	① 第 3 回清瀬市廃棄物減量等推進審議会会議録 (要旨) について ② 平成 30 年清瀬市廃棄物減量等推進審議会開催予定について ③ 多摩地域廃棄物・資源物収集状況と現状について
平成 29 年度第 5 回清瀬市廃棄物減量等推進審議会	平成 30 年 3 月 23 日 (金)
【議題】	① 第 4 回清瀬市廃棄物減量等推進審議会会議録 (要旨) について ② 収集方式によるメリット・デメリットと集積所の課題について ③ 現状収集に関する課題について (委員による意見交換)

◆平成 30 年度 清瀬市廃棄物減量等推進審議会

平成 30 年度第 1 回清瀬市廃棄物減量等推進審議会	平成 30 年 5 月 28 日 (月)
【議題】	① 第 5 回清瀬市廃棄物減量等推進審議会会議録 (要旨) について ② 戸別収集導入について
平成 30 年度第 2 回清瀬市廃棄物減量等推進審議会	平成 30 年 7 月 26 日 (木)
【議題】	① 第 2 回清瀬市廃棄物減量等推進審議会会議録 (要旨) について ② 清瀬市廃棄物減量等推進審議会市長答申案について

◆清瀬市廃棄物収集体系の見直しについて市長諮問

清瀬市廃棄物収集体系の見直しについて 市長諮問	平成 30 年 1 月 30 日 (火)
<p>このことについて、本市では宅地開発が続き、ごみ集積所の新設場所及び既存集積所に関する問題、すでに現実化してきている高齢化社会への対応等、現行の収集体系に関しては課題が山積しており、収集体系の見直しが必要です。</p> <p>また、循環型社会の構築へ向け、再資源化率を高めるため、本市のごみの収集体系に関する課題や問題点などを踏まえ、委員の皆様のお力添えをいただきながらごみの収集体系の見直しを検討していただき、よりよい行政サービスの実現を切に願うものであります。つきましては、本市の廃棄物収集体系見直しについてご審議の上、ご答申を願います。</p>	

◆清瀬市廃棄物収集体系の見直しについて市長答申

清瀬市廃棄物収集体系の見直しについて 市長答申	平成 30 年 8 月 17 日 (金)
<p>今後の高齢化社会を考慮するとすべての品目を戸別収集とすべきところであるが、使用しなくなるごみ集積所の跡地利用や清瀬市の財政面を総合的に判断すると、戸建住宅においては、可燃、不燃、容器包装プラスチック 3 品目を戸別収集とし、集合住宅については、敷地内に資源物置場を設けるなど、廃棄物と資源物を敷地内で排出できるよう、収集環境に配慮すべきである。3 品目の戸別収集実施により使用しなくなるごみ集積所は、資源物置場としての利用に変更し、今後も活用していくことが望ましい。また、集合住宅に関する行政サービス向上については引き続き検討していくべきである。ごみ出しルール周知徹底や廃棄物等収集体系の見直しについては市民に対して説明責任を果たすべきである。その他、審議過程において出された各施策等に対する個別の意見・要望等についても十分検討されることを要望します。</p>	

◆今後の主なスケジュール

時期	内容
平成 31 年 3 月～ 令和元年 7 月	戸別収集実施に伴う資源物集積所とごみの排出場所等調査
平成 31 年 4 月～ 令和元年 6 月	清瀬市家庭ごみ収集体系及びごみ処理手数料の見直し実施計画（案）に関するパブリックコメント実施
令和元年 7 月～ 令和元年 9 月	清瀬市家庭ごみ収集体系及びごみ処理手数料の見直し実施計画に伴う市民説明会開催
令和元年 12 月	指定収集袋のごみ処理手数料の条例改正
令和 2 年 1 月～	「正しい資源の取り扱いと正しいごみの出し方・分別」などについて市報掲載及びホームページでの市民周知実施
令和 2 年 6 月～	新・指定収集袋のごみ処理手数料の改正実施
令和 2 年 10 月～	清瀬市家庭ごみ収集体系（主要 3 品目の戸別収集等）実施

清瀬市家庭ごみ収集体系及び
ごみ処理手数料の見直し実施計画

発行年月 令和元年 11 月
発 行 清瀬市 都市整備部 ごみ減量推進課
住 所：清瀬市下宿二丁目 553 番地
電 話：042-493-3750

この紙は再生 PPC 用紙 100W 古紙パルプ配合率 100%（白色度 80%）です

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。